

平成 2 8 年度計画

独立行政法人海技教育機構

独立行政法人海技教育機構 平成28年度計画

作成 平成28年 4月 1日

国土交通大臣が定めた独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）の中期目標を達成するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条に基づき、機構の平成28年度計画を以下のとおり定める。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（1）海技教育の実施

「独立行政法人海技教育機構法」（平成11年法律第214号。以下「機構法」という。）第11条第1項に基づき、「船員となろうとする者に対する教育」（資格教育）及び「船員に対する教育」（実務教育）を実施する。

また、機構法第11条第2項に基づき、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」（平成16年法律第31号）第8条第2項の規定による同条第1項の講習の実施に関する業務を行う。

海技教育の実施に当たっては、国が設置する検討会における検討結果を踏まえ、船員政策と整合を図った養成規模等、全体の見通しを定めつつ、海技教育に求められる教育を効果的・効率的に行う。

① 船員になろうとする者に対する教育

ア 資格教育

a) 養成定員

海技課程本科（以下「本科」という。）及び海技課程専修科（以下「専修科」という。）の資格教育については、本年度の定員を390名とし、海技課程海上技術コース（以下「海上技術コース」という。）の資格教育については、本年度の定員を40名とする。

なお、海運業界の需要、少子化の進展等を見極めた上で、定員の見直しを検討する。

b) 養成課程

i) 四級海技士養成課程について、海運業界のニーズ等に基づき、国が設置する検討会の検討状況を踏まえ、再編を検討する。

ii) 三級海技士養成課程について、海運業界のニーズ、少子化の進展を踏まえ、入学者を多方面から確保するよう、見直しを検討する。

c) 座学教育と航海訓練の一体的実施

学校における座学教育と練習船における航海訓練について、教育内容の高度化とともに、海上勤務の特殊性を背景とした資質の涵養を図るため、次の取組を行う。

i) 座学教育と航海訓練の連携による効率的・効果的な教育を実施するため、国が設置する検討会における検討状況を踏まえながら、学校と練習船の点検を行い、現行カリキュラムを一貫性のあるカリキュラムへ見直しに着手する。

また、策定した座学教育と航海訓練の統一資質基準システム（QMS）の試行的な運用を開始する。

ii) リソース（教材、設備、教員）の有効活用を図るため、現有教材の活用状況の整理を行う。

iii) 関係団体等の協力を得て、海運業界の社会的な意義や役割、業務形態の理解を促進し、海事関連企業への就職率を、本科、

専修科及び海上技術コースのいずれも 95%以上とする。

- iv) 内航船員養成教育訓練プログラムの着実な実施、補講、模擬試験、個別指導に加え、学力レベル別の学習指導等適切なフォローアップにより教育効果を高め、全員が航海または機関いずれかの試験に合格することを目指すこととし、航海・機関の両方の合格率については、本科においては 80%、専修科及び海上技術コースにおいては 95%以上とする。

d) 海運業界との連携

海運業界のニーズを的確に把握し、船員教育の質を向上させるため、意見交換会や海運業界等による学生への説明会等を 75 回程度開催するなど、海運業界との連携を図る。

イ 他の教育機関から受託する航海訓練

a) 航海訓練の中立性・公平性の確保

航海訓練の中立性・公平性を図るため、船員教育機関等との連携を強化し、連絡会議を 1 回程度実施する。

b) 航海訓練の充実

- i) 他の船員教育機関から受託する航海訓練について、「STCW 条約」に即した訓練を展開し、船舶運航に関する基礎知識と実践的な技能を確実に習得させるとともに、船社等を対象とした視察会で得られた業界ニーズを踏まえ、訓練内容、手法の点検を行う。これらの取り組みについて、視察会参加者に対するアンケートで 80%以上の肯定的な評価を得る。

- ii) 社船実習制度に関して、毎年開催される社船実習協議会に参加し、航海訓練に関する情報の共有を図る。その内容から、練習船の訓練において見直すべき事項を抽出して改善を図る。

- iii) 海技資格に必要な登録免許講習について、練習船における必要な設備や実施方法を検討するとともに、大学及び高等専門学校と講習の分担を協議する。

② 船員に対する教育

ア 実務教育の実施

講習等（海技士の免許を取得するために必要な講習を除く）実務教育については、講習受講者に対するアンケートで 80%以上の肯定的な評価を得るとともに、海運業界のニーズを踏まえ、講習内容の見直しを行う。

イ 新たな講習の設置

技術革新に伴い、国際条約により規定される新たに必要となる技能習得のための講習について、国の法制化作業の進捗状況を踏まえ、以下の講習課程の設置に向けた作業に着手する。

a) LNG 燃料船に乗り組む船員の訓練要件を満たす講習

b) 北極海航路に従事する船に乗り組む船員の訓練要件を満たす講習

ウ 水先人教育

関係機関との連携を強化し、水先人教育を的確に実施するとともに、受講者の能力検証・分析を行い、操船シミュレータ実習に使用するシナリオ等を改善し、水先教育の質の向上を図る。

(2) 研究の実施

機構法第 11 条第 1 項第 2 号に基づき、船舶の運航に関する高度の学術及び技能並びに航海訓練に関する研究を実施する。

研究の実施にあたっては、研究管理委員会を設け、国際条約の改正等に対応した研究並びに学校における座学教育と海技大学校の施設及び練習船による航海訓練の連携を活かした、組織的な研究を行い、その結果を教育に反映し、船員の能力向上を図ること等により、安全な海上輸

送の確保に資するよう努める。

① 研究活動の活性化

研究能力の維持・向上とともに、研究活動の活性化を図るため、次の取組を実施する。

ア 研究管理委員会を設置し、施設及び人員を横断的に活用できる研究体制の構築に着手する。

イ 重点研究課題の策定、実行及び評価体制を構築する。また、社会ニーズの把握に努め、ニーズを反映した船舶運航及び航海訓練に関する研究を 33 件程度実施し、その成果を教育に反映する。

② 共同研究・受託研究の実施

海技大学校の施設及び練習船を有効活用するとともに、主務官庁、船員教育機関及び他の公的研究機関等との連携により、共同研究・受託研究範囲の拡大に努め、13 件程度（受託研究 1 件、共同研究 12 件）実施する。

③ 研究成果の普及・活用

ア 研究成果の普及・活用を推進するため、2 件程度、研究の成果を刊行物に公開するほか、ホームページにその概要を掲載するとともに、その結果を教育に反映させる。

イ 研究成果を国内外に公表するため、10 件程度、査読付き学術論文を発表するとともに、12 件程度、国際学会発表及び学術講演会発表を行う。

(3) 成果の普及・活用促進

機構法第 11 条第 1 項第 3 号に基づき、海技教育の知見の普及・活用を図るとともに、海事思想を広く普及するための活動を行う。

① 技術移転の推進

ア 海事関連行政機関及び国内外の教育機関、研究機関等から 205 名程度の研修生を受け入れ、船舶運航技術、船員教育及び安全管理等に関する実務を基本とした研修を実施することにより、海技教育に関する知見の活用の促進を図る。

イ 関係委員会の要請に応じ、専門分野の委員として 95 名程度の職員を派遣するとともに、船舶の運航に関する学術、技能及び航海訓練に係る国際会議等に専門家を派遣し、知見の活用と他国との連携を図る。

ウ 国の提示する船舶の運航に関する学術、技能及び航海訓練に関する施策の立案に取組み、海技教育の知見の活用の促進を図る。

② 広報活動

ア 人材確保

船員志向性の高い人材の確保に向け、新たな広報活動に関する体制・仕組みについて検討する。また、外部機関との連携を強化し、学校施設及び練習船を活用したイベントを 30 回以上実施し、船員を目指す人材を多方面から確保するとともに、本科及び専修科の卒業生の入学者に対する割合を 90%以上とする。

イ 海事広報活動の促進

a) 国や自治体等が主催する集客力の高い各種イベント等への参加や、船員教育機関、関連業界等との連携を図った一般公開等の海事広報活動を 70 回程度実施する。

b) IT など多様な手段を活用し、海外への情報発信も積極的に行う。

2. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 業務改善の取組

① 効率的な業務運営体制の確立

本部管理部門における業務の集約化、人事・給与システム及び会計

システムの統合等により、統合メリットを発揮した組織体制を確立するとともに、本部業務の効率化・合理化について検証を行い、業務運営の効率化に努める。

また、宮古校の給食業務や、その他の業務についてもアウトソーシングの活用を検討する。

② 業務運営の効率化に伴う経費削減

一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、本年度予算は、対前年度比3%程度抑制する。

また、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、本年度予算は、対前年度比1%程度抑制する。

③ 調達方法の見直し

公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」による取組を着実に実施する。

また、随意契約については、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知）に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公平性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

④ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規程の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

（2）業務運営の情報化・電子化の取組

練習船及び陸上組織を繋ぐ情報通信ネットワークによる迅速な情報共有、業務の効率化を目的としたIT利活用レベルの向上を図るため、クラウドシステム、マルチデバイスに対応したシステムの整備、WEB会議システム等の用途に的確に対応した情報の電子化に取り組む。

3. 財務内容の改善に関する事項

（1）自己収入の確保

① 授業料の段階的引き上げ

自己収入の更なる拡大を図るため、専修科の授業料を月額11,900円に、海上技術コースの授業料を月額31,000円に引き上げる。

② 入学検定料、入学料等の徴収

自己収入の更なる拡大を図るため、平成29年度から入学検定料、入学料等の徴収を開始することについて周知を行う。

③ 航海訓練に要する費用の徴収

適正な受益者負担のあり方について検討するとともに、「乗船実習訓練負担金」について、国の施策に基づき着実に実行する。

④ 講習における適正な受益者負担の検討

海技大学校が行う船舶運航実務課程については、講習内容の見直しとともに、講習の実施経費と講習料との関係を精査し、海運会社、受講者に対し適正な受益者負担を求めていく。

（2）保有資産の検証・見直し

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障の無い範囲での有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って保有の必要性について検証する。

(3) 業務達成基準による収益化

独立行政法人会計基準の改訂（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、平成 27 年 1 月 27 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

(4) 予算、期間中の収支計画、期間中の資金計画

別紙のとおり

(5) 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、1,400 百万円とする。

(6) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

該当なし

(7) 重要な財産の処分等に関する計画

該当なし

(8) 剰余金の使途

期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況に応じて、機構の目的の確実な達成のための施設・設備等の整備、研究調査費等教育基盤の整備拡充等のため使用する。

① 施設・設備、訓練機材等の整備

② 安全管理及び研究調査の推進

③ 燃料費の高騰等による練習船の運航経費の不足

4. その他の業務運営に関する重要事項

(1) 施設・設備の整備

機構の目的の確実な達成のため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。

① 海技大学校の学生寮及び教室、波方海上技術短期大学校の校舎及び学生寮等を整備する。

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
教育施設整備 学校施設の耐震改修工事	79	独立行政法人海技教育機構 施設整備費補助金

(注) 予定額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

② 校内練習船について、将来的な必要性を検討する。

(2) 人事に関する計画

船員教育の質向上や効率的な教育及び訓練の実施、組織の活性化を図るため、次の取組を行う。

① 船員教育機関、海運会社及び海事関連行政機関等と 60 名以上の人事交流を行う。

② 職員の資質・能力の維持及び向上を図り、加えて人材の適切な配置及び業務の効率化と海技教育の質向上に資するため、外部委託研修のほか、職員の知見を活用した内部研修を 190 名以上の職員に対し実施

する。

(3) 機構法第 12 条第 1 項に規定する積立金の使途

前中期目標期間中からの繰越積立金は、前中期目標期間までに自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。

(4) 内部統制の充実・強化

業務方法書に定めた事項に基づき、法令等を遵守しつつ効果的かつ効率的に業務を運営し、法人の使命を果たすため、内部統制の充実・強化を図る。

特に、座学教育及び航海訓練については、リスク管理の徹底により、年度内の重大事故発生件数 0 件を目指す。

また、機構の業務の実施状況について、実態を把握し、継続的な分析、必要な見直しを行うため、内部統制に関する委員会を毎年度開催する。

① コンプライアンスの一層の推進を図るため、内部通報制度の環境整備を行うとともに、コンプライアンス推進に係る教育・研修を実施する。

② リスクマネジメントを通じ、業務運営におけるリスクを適切に管理する。

(5) 監事の機能強化等によるガバナンス強化

内部監査を実施し、監査結果に基づくフォローアップを適切に行うことにより、ガバナンスの強化を推進する。

(6) 情報セキュリティ対策

内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）策定の「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成 26 年 5 月 19 日情報セキュリティ政策会議第 39 回会合改定）に基づき、機構内の情報セキュリティ対策の強化を図る。

予算(平成28年度)

(単位:百万円)

区 分	海技教育の実施	研究の実施	成果の普及・活用促進	法人共通	合 計
収入					
運営費交付金	5,665	334	182	1,225	7,406
施設整備費補助金	79	0	0	0	79
受託収入	0	2	25	0	27
業務収入	934	0	0	0	934
計	6,678	336	207	1,225	8,446
支出					
業務経費	2,184	14	9	0	2,207
施設整備費	79	0	0	0	79
受託経費	0	2	25	0	27
一般管理費	0	0	0	390	390
人件費	4,415	320	173	835	5,743
計	6,678	336	207	1,225	8,446

(注)単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額4,440百万円を支出する。

当該人件費の見積りは、予算表中の人件費の内、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与の費用である。(非常勤役員報酬等を除く。)

収支計画(平成28年度)

(単位:百万円)

区 分	海技教育の実施	研究の実施	成果の普及・活用促進	法人共通	合 計
費用の部	6,901	336	207	1,231	8,675
経常費用	6,901	336	207	1,231	8,675
業務経費	6,599	334	182	0	7,115
受託経費	0	2	25	0	27
一般管理費	0	0	0	1,225	1,225
減価償却費	302	0	0	6	308
収益の部	6,901	336	207	1,231	8,675
経常収益	6,901	336	207	1,231	8,675
運営費交付金収益	5,665	334	182	1,225	7,406
受託収入	0	2	25	0	27
業務収入	934	0	0	0	934
資産見返負債戻入	302	0	0	6	308
純利益	0	0	0	0	0
目的積立金崩額	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0

(注)単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

資金計画(平成28年度)

(単位:百万円)

区 分	海技教育の実施	研究の実施	成果の普及・活用促進	法人共通	合 計
資金支出	6,678	336	207	1,225	8,446
業務活動による支出	6,599	336	207	1,225	8,367
投資活動による支出	79	0	0	0	79
次期中期目標期間への繰越金	0	0	0	0	0
資金収入	6,678	336	207	1,225	8,446
業務活動による収入	6,599	336	207	1,225	8,367
運営費交付金による収入	5,665	334	182	1,225	7,406
受託収入	0	2	25		27
業務収入	934	0	0	0	934
投資活動による収入	79	0	0	0	79
施設整備費補助金による収入	79	0	0	0	79

(注)単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。